

各都道府県介護保険担当課（室）

各保険者介護保険担当課（室） 御中

← 厚生労働省 老健局 介護保険計画課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

介護サービスの基盤強化のための
介護保険法等の一部を改正す
る法律の施行に伴う関係政令の
整備等及び経過措置に関する政
令の公布について

計 271 枚（本紙を除く）

Vol.250

平成23年12月2日

厚生労働省老健局介護保険計画課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきます
ようよろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線2164、2260)
FAX：03-3503-2167

都道府県知事 殿

厚生労働省老健局長

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の公布について

「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成23年政令第376号）」が本日公布され、一部を除き平成24年4月1日から施行することとされたところである。

これらの改正の趣旨及び主な内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。

記

第一 改正の趣旨

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成23年法律第72号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）等関係政令について、必要な規定の整備を行うとともに、必要な経過措置の創設及び第5期介護保険事業計画期間に向けた第1号被保険者の保険料率の算定に関する基準の特例等の創設を行うこととした。

第二 改正内容等

第1 介護保険法施行令の一部改正

一 指定都道府県事務受託法人制度の規定

1 指定都道府県事務受託法人の指定（第11条の7関係）

- (1) 指定都道府県事務受託法人の指定は、都道府県事務（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第24条の3第1項各号に掲げる事務をいう。以下同じ。）を受託しようとする者の申請により、都道府県事務を行う事務所ごとに行うこと。

(2) 都道府県知事は、指定都道府県事務受託法人の指定の申請があった場合において、申請者が厚生労働省令で定める都道府県事務の運営に関する基準に従って適正な運営をすることができないと認められるとき等に該当するときは指定してはならないこと。

2 指定都道府県事務受託法人の名称等の変更の届出等（第 11 条の 8 関係）

指定都道府県事務受託法人は、当該指定に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項を変更しようとするとき、又は当該都道府県事務を廃止し、休止し、若しくは再開しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その 30 日前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならないこと。

3 指定都道府県事務受託法人による報告（第 11 条の 9 関係）

都道府県知事は、都道府県事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定都道府県事務受託法人に対し、報告を求めることができること。

4 指定都道府県事務受託法人の指定の取消し等（第 11 条の 10 関係）

都道府県知事は、指定都道府県事務受託法人が厚生労働省令で定める都道府県事務の運営に関する基準に従って適正な都道府県事務の運営をすることができなくなったとき等に該当するときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができること。

5 指定都道府県事務受託法人の指定等の公示（第 11 条の 11 関係）

都道府県知事は、指定都道府県事務受託法人の指定をしたとき等の場合には、その旨を公示しなければならないとすること。

二 労働に関する法律の規定（第 35 条の 3 関係）

法第 70 条第 2 項第 5 号の 2 等において指定居宅サービス事業者等の欠格事由として規定される労働に関する法律の規定であって政令で定めるものは、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）及び賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）で定める規定のうち、賃金の支払等に係るものとする。

三 複合型サービスに係る指定地域密着型サービス事業者の指定の更新に関する読替え（第 35 条の 6 関係）

厚生労働省令で定める複合型サービスについて、保健医療機関等の指定があったときは、その指定の時に、当該病院等の開設者について、法第 42 条第 1 項本文の指定があったものとみなす等のために必要な技術的読替えを行うこと。

四 公募指定に関する読替え

1 市町村長が、公募による法第 42 条の 2 第 1 項本文の指定（以下「公募指定」という。）を行うことが適当な区域として定める区域（以下「市町村長指定区域」という。）を拡張する場合又は法第 78 条の 13 第 1 項に規定する市町村長指定定

期巡回・随時対応型訪問介護看護等（以下「市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）を追加する場合について、公募指定を行う期間として市町村長が定める期間（以下「市町村長指定期間」という。）の開始日の前日までにされた当該拡張又は追加に係る市町村長指定区域に所在する定期巡回・随時対応型訪問介護看護等のうち当該市長村長が定めるサービスを行う事務所（以下「市町村長指定区域・サービス事業所」という。）に係る指定の申請であって、当該拡張又は追加の効力が生ずる際、指定をするかどうかの処分がなされていないものは、公募指定の方法によらずに処分を行うこととするために必要な技術的読替えを行うこと。（第 35 条の 7 関係）

- 2 公募指定について準用する指定地域密着型サービス事業者の指定の欠格事由に係る規定に関し必要な技術的読替えを行うこと。（第 35 条の 8 関係）
- 3 市町村長が市町村長指定区域を拡張する場合又は市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等を追加する場合において既に指定を受けている事業所に係る指定の有効期間等について、市町村長指定期間開始の際と同様にするために必要な技術的読替えを行うこと。（第 35 条の 9 関係）
- 4 公募指定に係る指定について、通常の申請に基づく指定に係る勧告、命令、指定の取消し等と同様の規定が適用されるよう必要な技術的読替えを行うとともに、通常の申請に基づく指定の欠格要件等について、公募指定の場合の取消しや廃止の届出等も反映する読替えを行う。（第 35 条の 10 関係）

五 指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の特例に関する読替え（第 35 条の 11 関係）

地域密着型介護予防サービス事業者の指定について準用する指定地域密着型サービス事業者の指定手続きの簡素化と同様の簡素化ができるよう、必要な技術的読替えを行うこと。

六 審査請求書及び審査請求についての裁決書の記載事項等（第 47 条及び第 50 条関係）

介護保険審査会に対する審査請求における審査請求書及び審査請求についての裁決書に記載する事項について、偽り又は不正の行為により居宅介護サービス費等の支払いを受けた指定居宅サービス事業者等に対する徴収金に関する処分に係る審査請求の場合に被保険者番号の記載は要しないものとする。

七 大都市特例

法第 203 条の 2 の規定により指定都市及び中核市が処理する介護保険に関する事務について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）に定めるところによるものとする。（第 51 条の 3 関係）

八 平成 24 年度から平成 26 年度までの保険料率の算定に関する基準の特例

1 保険料段階第 3 段階の特例

- (1) 市町村は、第 38 条第 1 項第 3 号イに掲げる者のうち、平成 23 年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が 120 万円以下である第 1 号被保険者の平成 24 年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合（市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合。）については、第 38 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の規定により適用されることとなる標準割合を下回る割合（以下「特例標準割合」という。）を定めることができること。（附則第 14 条第 1 項関係）
- (2) 市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第 1 号被保険者に課される保険料額については、特例標準割合を適用することができること。（附則第 14 条第 2 項関係）
- (3) (1) 及び (2) の規定は、平成 25 年度及び平成 26 年度における保険料率の算定に関する基準について準用すること。（附則第 14 条第 3 項及び第 4 項関係）
- (4) 市町村は、(1) の規定により、特例標準割合を定めるに当たっては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるようにするものとする。（附則第 14 条第 5 項関係）
- (5) 市町村が第 39 条第 1 項第 3 号イの規定に基づき特例標準割合を下回る割合を定める場合であっても (1) から (4) までの規定と同様の措置をとることができることとする。（附則第 16 条関係）

2 保険料段階第 4 段階の特例

- (1) 市町村は、第 38 条第 1 項第 4 号イに掲げる者のうち、平成 23 年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が 80 万円以下である第 1 号被保険者の平成 24 年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合については、同項の規定にかかわらず、特例標準割合を定めることができることとする。（附則第 15 条第 1 項関係）
- (2) 1 (2) から (5) までの規定と同様の規定を定めること。（附則第 15 条第 2 項から第 5 項まで及び第 17 条関係）

九 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。

第 2 介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正

- 一 平成 24 年度から平成 26 年度までの第 2 号被保険者負担率は、100 分の 29 とすること。（第 5 条関係）
- 二 法附則第 10 条第 1 項の規定により都道府県が取り崩すことができる財政安定化基金の額は、平成 23 年度の末日における財政安定化基金の残高から、平成 24 年度から平成 26 年度までの間における財政安定化基金に係る基金事業交付金の見込額

及び基金事業貸付金の見込額の合計額を控除して得た額を限度とすること。（附則第3条関係）

三 その他所要の規定の整備を行うこと。

第3 老人福祉法施行令の一部改正

一 老人居宅介護等事業の対象者として政令で定める者について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護に係る地域密着型介護サービス費又は特例地域密着型介護サービス費の支給に係る者を追加すること。（第1条関係）

二 複合型サービス福祉事業の対象者として政令で定める者について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第6号の措置に係る者、複合型サービス（訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護又は小規模多機能型居宅介護を含むものに限る。）に係る地域密着型介護サービス費又は特例地域密着型介護サービス費の支給に係る者及び生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による居宅介護（複合型サービスに限る。）に係る介護扶助に係る者を規定すること。（第4条の2関係）

三 市町村による複合型サービス福祉事業に係る措置の基準として政令で定めるものは、65歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する地域密着型サービスに係る保険給付を受けることができるものが、やむを得ない事由により複合型サービス（訪問介護等に係る部分に限る。）を利用することが著しく困難であると認められる場合において、又は当該65歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合若しくは当該65歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要とすると認められる場合において、その生活の改善、身体及び精神の機能の維持向上等を図り、地域において継続して日常生活を営むことができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な厚生労働省令で定めるサービスを供与し、又は当該サービスを供与することを委託して行うものとする。（第5条関係）

四 その他所要の規定の整備を行うこと。

第4 社会福祉法施行令の一部改正

所要の規定の整理を行うこと。（第4条関係）

第5 社会福祉士及び介護福祉士法施行令

一 介護福祉士に係る保健医療に関する法律の規定
違反した場合に介護福祉士の欠格事由となる保健医療に関する法律の規定について、医師法（昭和23年法律第201号）、歯科医師法（昭和23年法律第202号）、保健師

助産師看護師法（昭和23年法律第203号）、医療法（昭和23年法律第205号）、薬事法（昭和35年法律第145号）及び薬剤師法（昭和35年法律第146号）の規定とすること。（第1条第2項関係）

二 登録喀痰吸引等事業者及び認定特定行為業務従事者等に係る社会福祉又は保健医療に関する法律の規定

違反した場合に登録喀痰吸引等事業者及び認定特定行為業務従事者等の欠格事由となる社会福祉又は保健医療に関する法律の規定について、介護福祉士と同様の規定とすること。（第14条の2及び附則第3条関係）

三 認定特定行為業務従事者認定証の返納

- 1 認定特定行為業務従事者認定証（以下「認定証」という。）の返納を命ぜられた認定特定行為業務従事者（以下「業務従事者」という。）は、遅滞なく、返納を命じた都道府県知事にこれを返納しなければならないこと。（附則第4条第1項関係）
- 2 都道府県知事は、他の都道府県知事から認定証の交付を受けた業務従事者について、認定証の返納を命ずることが適当と認めるときは、理由を付して、当該他の都道府県知事にその旨を通知しなければならないこと。（附則第4条第2項関係）
- 3 都道府県知事は、他の都道府県知事から認定証の交付を受けた業務従事者について、特定行為の業務を停止したときは、当該他の都道府県知事に、その処分の年月日並びに処分の理由及び内容を通知しなければならないこと。（附則第4条第3項関係）

四 委託することのできない事務

認定証に関する事務のうち、都道府県知事が登録研修機関に委託することができない事務は、次に掲げる事務とすること。（附則第5条関係）

- 1 喀痰吸引等研修の課程修了に係る認定の事務
- 2 認定証の交付の拒否に係る事務

五 登録研修機関の登録の有効期間

登録研修期間の登録の有効期間は、5年とすること。（附則第6条関係）

六 その他所要の規定の整備を行うこと。

第6 社会福祉士及び介護福祉士法施行令及び社会福祉法施行令の一部を改正する政令の一部改正

- 一 施行期日を平成27年4月1日に変更すること。（附則第1条関係）
- 二 その他所要の規定の整理を行うこと。

第7 地方自治法施行令の一部改正

- 一 老人福祉法第29条の規定による有料老人ホームに係る質問等に関する事務について、新たに大都市特例の対象とし、指定都市の市長又は中核市の市長（以下「指定都市等の市長」という。）が処理する事務とすること。（第174条の31の2及び第174条の49の10関係）
- 二 法第203条の2の規定により、指定都市又は中核市が処理する事務については、介護保険法施行令第51条の3において、地方自治法施行令第174条の31の4及び第174条の49の11の2に定めるところによるものとされたが、その内容は、以下のとおりとすること。（第174条の31の4及び第174条の49の11の2関係）
 - (1) 法第4章第3節及び第4節並びに第5章第2節及び第4節から第6節までの規定により、都道府県知事が処理することとされている事務については、連絡調整又は援助に関する事務を除き、すべて指定都市等の市長が処理する事務であること。
 - (2) 指定都市等の市長が処理することとなる法第4章第3節及び第4節並びに第5章第2節及び第4節から第6節までの規定による具体的な事務の内容については、別添読替表を参照のこと。

第8 社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令の一部改正

特別養護老人ホーム等に準ずる施設又は事業に複合型サービス福祉事業であって、厚生労働大臣が定める基準に適合するものを追加すること。（第10条関係）

第9 健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正

- 一 第1の一、二及び七と同様の改正を行うこと。
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。

第10 経過措置

- 一 旧特定施設に入居をしていた介護保険の被保険者等の特例
 - 1 改正法の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正法第1条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第13条第1項第2号に掲げる特定施設（改正法第1条の規定による改正後の介護保険法（以下「新介護保険法」という。）第十三条第一項第二号に掲げる特定施設に該当するものを除く。以下「旧特定施設」という。）を含む二以上の旧介護保険法第13条第1項に規定する住所地特例対象施設に継続して入所等をしている同項に規定する特定継続入所被保険者であって、改正法の施行の際現に当該住所地特例対象施設（旧特定施設を除く。）に入所等をしているものについては、なお従前の例によること。（第19条関係）

- 2 旧特定施設に入居をしていた国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者について、1と同様の規定を定めること。（第30条及び第31条関係）

二 保険医療機関及び介護老人保健施設の複合型サービスへのみなし指定に係る経過措置

- 1 改正法の施行の際現に保険医療機関の指定を受けている病院又は診療所の開設者については、施行日に、当該病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。）に係る指定地域密着型サービス事業者の指定があったものとみなすこと。ただし、当該病院又は診療所の開設者が施行日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたとき、又は施行日前に旧介護保険法の規定により指定地域密着型サービス事業者の指定を取り消されているときは、この限りでない。（第20条第1項関係）
- 2 1における指定地域密着型サービス事業の指定は、当該指定に係る病院又は診療所について、保険医療機関の指定の取消しがあったときは、その効力を失うものとする。（第20条第2項関係）
- 3 改正法の施行の際現に旧介護保険法の規定による許可を受けている介護老人保健施設の開設者について、1及び2と同様の経過措置を置くこと。（第21条関係）

三 新介護保険法第70条第2項第1号等の規定に基づく条例に関する経過措置

施行日から起算して1年を超えない期間内において、新介護保険法第70条の2第4項において準用する新介護保険法第70条第2項第1号等に規定する都道府県等の条例が制定施行されるまでの間、厚生労働省令で定める基準等を条例で定める基準とみなすこと。（第22条関係）

四 指定都市及び中核市に関する経過措置（第23条関係）

- 1 法の規定により、都道府県知事がした指定等の処分その他の行為で現にその効力を有するものであって、改正法の施行日以後において指定都市等の市長が処理し又は管理し及び執行することとなる事務に係るものは、当該施行日以後においては、指定都市等の市長のした指定等の処分その他の行為とみなすこと。
- 2 法の規定により、都道府県知事に対してなされた申請、届出その他の行為であって、改正法の施行日以後において指定都市等の市長が処理し又は管理し及び執行することとなる事務に係るものは、当該施行日以後においては、指定都市等の市長に対してなされた申請、届出その他の行為とみなすこと。

五 施行日以後に旧特定施設に入居をした介護保険の被保険者等についての平成18年旧介護保険法の規定の適用の特例（第24条関係）

- 1 施行日以後に旧特定施設に入居をした介護保険の被保険者に対する健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第13条第1項第2号の規定の適用については、改正法

第13条第1項第2号の規定と同様となるよう読替えを行うこと。

2 施行日以後に旧特定施設に入居をした国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者について、1と同様の規定を定めること。（第25条及び第26条関係）

六 介護療養型医療施設に入所をしていた介護保険の被保険者等の特例（第27条関係）

1 平成18年旧介護保険法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設に入所をしていた介護保険の被保険者であって、平成30年4月1日前に新介護保険法第13条に規定する他の市町村が行う介護保険の被保険者とされているものについては、同日以後引き続き住所地特例対象施設に入所等をする場合又は同日に住所地特例対象施設に入所等をする事により当該住所地特例対象施設の所在する場所住所を変更したと認められる場合については、同日以後もなお従前の例によること。

2 介護療養型医療施設に入所をしていた国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者について、1と同様の規定を定めること。（第28条及び第29条関係）

七 その他必要な経過措置を定めること。

第11 その他

この政令の施行に関し、関係政令について所要の規定の整備を行うこと。

第12 施行期日等

一 この政令は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第6の規定は、公布の日から施行すること。（附則第1条関係）

二 社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正に伴う経過措置

第5の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令の規定について、所要の経過措置を規定する。（附則第2条及び第3条関係）

三 地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置

平成30年3月31日までの間において、平成18年旧介護保険法の規定により都道府県知事が処理することとされている指定介護療養型医療施設に関する事務については、連絡調整又は援助に関する事務を除き、指定都市等の市長が処理する事務であること。その具体的な内容については、別添読替表を参照のこと。（附則第4条関係）

第13 大都市特例施行後において効力を有する通知の取扱い

法における大都市特例の施行に当たっては、法の施行に関してこれまで発出し、なおその効力を有する通知の規定のうち、指定都市又は中核市に移譲される事務に係るものについては、通知中「都道府県」とあるのは「指定都市」又は「中核市」と、「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」又は「中核市の市長」と読み替えて、指定都市又は中核市に適用があるものとする。

(別添1)

◇ 介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令 読替表

目次

第一条（介護保険法施行令の一部改正）関係の読替え	
◎ 介護保険法施行令第三十五条の六による読替え	1
◎ 介護保険法施行令第三十五条の七による読替え	3
◎ 介護保険法施行令第三十五条の八による読替え	4
◎ 介護保険法施行令第三十五条の九による読替え	12
◎ 介護保険法施行令第三十五条の十第一項による読替え	14
◎ 介護保険法施行令第三十五条の十第二項による読替え	16
参考…介護保険法第七十八条の十七による第七十八条の五第二項の読替え（法において直接規定）	22
◎ 介護保険法施行令第三十五条の十二による読替え	23
◎ 介護保険法施行令附則第十四条第二項による同令第三十八条第一項の読替え	25

◎介護保険法施行令附則第十四条第二項による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住 帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二條第二十一号の読替え	28
◎介護保険法施行令附則第十四条第三項による同条第一項及び第二項の読替え	30
◎介護保険法施行令附則第十四条第四項による同条第一項及び第二項の読替え	32
◎介護保険法施行令附則第十五条第二項による同令第三十八條第一項の読替え	34
◎介護保険法施行令附則第十五条第二項による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二條第二十一号の読替え	37
◎介護保険法施行令附則第十五条第三項による同条第一項及び第二項の読替え	39
◎介護保険法施行令附則第十五条第四項による同条第一項及び第二項の読替え	41
◎介護保険法施行令附則第十六条第二項による同令第三十九條第一項の読替え	43
◎介護保険法施行令附則第十六条第二項による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二條第二十一号の読替え	46
◎介護保険法施行令附則第十六条第三項による同条第一項及び第二項の読替え	48
◎介護保険法施行令附則第十六条第四項による同条第一項及び第二項の読替え	50

◎介護保険法施行令附則第十七条第二項による同令第三十九条第一項の読替え	52
◎介護保険法施行令附則第十七条第二項による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二條第二十一号の読替え	55
◎介護保険法施行令附則第十七条第三項による同条第一項及び第二項の読替え	57
◎介護保険法施行令附則第十七条第四項による同条第一項及び第二項の読替え	59
第七条関係（地方自治法施行令の一部改正）関係の読替え	
◎地方自治法第七十四条の三十一の二第三項による老人福祉法の読替え	61
◎地方自治法第七十四条の四十九の十第三項による老人福祉法の読替え	65
◎地方自治法第七十四条の三十一の四第三項による介護保険法の読替え	69
◎地方自治法第七十四条の四十九の十一の二第三項による介護保険法の読替え	107
第二章（経過措置）関係の読替え	
◎第二十二條第二項による新介護保険法第七十八條の十二において読み替えて準用する 新介護保険法第七十條の二第四項において準用する新介護保険法第七十八條の二第一項 の読替え	141

◎第二十二條第四項による新介護保険法第八十六條の二第四項において準用する 新介護保険法第八十六條第一項の読替え	142
◎第二十四條による平成十八年旧介護保険法第十三條第一項第二号の読替え	143
◎第二十五條による改正法第四條の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律 附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第十四 條の規定による改正前の国民健康保険法第十六條の二第一項第六号の読替え	144
◎第二十六條による改正法第四條の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律 附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九條 の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律第五十五條の二第一項第六号の 読替え	145
◎附則第二條による第五條の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行令 第一條第一項の読替え	146
◎附則第四條による地方自治法施行令第七十四條の三十一の二及び第七十四條の 四十九の十一の二の読替え	147
◎附則第四條による読替え後の地方自治法第七十四條の三十一の四第三項による 平成十八年旧介護保険法の読替え	152

◎ 附則第四条による読替後の地方自治法第七十四条の四十九の十一の二第三項による
平成十八年旧介護保険法の読替え

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令
 読替表

第一条（介護保険法施行令の一部改正）関係の読替え

◎介護保険法施行令第三十五条の六による読替

（介護保険法第七十八条の十二の規定により準用された同法第七十一条及び第七十二条の規定による技術的読替え）

（傍線の部分は読替部分）

<p>政令による読替後</p>	<p>読替前（介護療養に係る規定削除後）</p>
<p>（指定地域密着型サービス事業者の特例） 第七十一条 病院又は診療所について、健康保険法第六十三条第三項第一号の規定による保険医療機関の指定があったとき（同法第六十九条の規定により同号の指定があったものとみなされたときを含む。）は、その指定の時に、当該病院又は診療所の開設者について、当該病院又は診療所により行われる地域密着型サービス（複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。）に限る。）に係る第四十二条の二第一項本文の指定があったものとみなす。ただし、当該病院又は診療所の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたとき、又はその指定の事前に第七十八条の十の規定により第四十二条の二第一項本文の指定を取り消されているときは、この限りでない。</p> <p>2 第七十八条の十二において準用する前項の規定により指定地域密着</p>	<p>（指定居宅サービス事業者の特例） 第七十一条 病院等について、健康保険法第六十三条第三項第一号の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定があったとき（同法第六十九条の規定により同号の指定があったものとみなされたときを含む。）は、その指定の時に、当該病院等の開設者について、当該病院等により行われる居宅サービス（病院又は診療所にあつては居宅療養管理指導その他厚生労働省令で定める種類の居宅サービスに限り、薬局にあつては居宅療養管理指導に限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定があったものとみなす。ただし、当該病院等の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたとき、又はその指定の事前に第七十七条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により第四十一条第一項本文の指定を取り消されているときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第</p>

型サービス事業者とみなされた者に係る第四十二条の二第一項本文の指定は、当該指定に係る病院又は診療所について、健康保険法第八十条の規定による保険医療機関の指定の取消しがあったときは、その効力を失う。

第七十二条 介護老人保健施設について、第九十四条第一項の許可があったときは、その許可の時に、当該介護老人保健施設の開設者について、当該介護老人保健施設により行われる地域密着型サービス（複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。）に限る。）に係る第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 第七十八条の十二において準用する前項の規定により指定地域密着型サービス事業者とみなされた者に係る第四十二条の二第一項本文の指定は、当該指定に係る介護老人保健施設について、第九十四条の二第一項の規定により許可の効力が失われたとき若しくは第百四条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により許可の取消しがあったときは、その効力を失う。

四十一条第一項本文の指定は、当該指定に係る病院等について、健康保険法第八十条の規定による保険医療機関又は保険薬局の指定の取消しがあったときは、その効力を失う。

第七十二条 介護老人保健施設について、第九十四条第一項の許可があったときは、その許可の時に、当該介護老人保健施設の開設者について、当該介護老人保健施設により行われる居宅サービス（短期入所療養介護その他厚生労働省令で定める居宅サービスの種類に限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定があつたものとみなす。ただし、当該介護老人保健施設の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより、別段の申出をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定により指定居宅サービス事業者とみなされた者に係る第四十一条第一項本文の指定は、当該指定に係る介護老人保健施設について、第九十四条の二第一項の規定により許可の効力が失われたとき又は第百四条第一項若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により許可の取消しがあったときは、その効力を失う。

◎介護保険法施行令第三十五条の七による読替え（介護保険法第七十八条の十三第四項の規定による技術的読替え）

（傍線の部分は読替部分）

政令による読替後	読替前
<p>第七十八条の十三（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市町村長は、当該市町村長指定区域の拡張の効力が生ずる日の前日までにされた当該拡張により新たに市町村長指定区域となる区域又は当該市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の追加の効力が生じる日の前日までにされた当該追加により新たに市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等となる第一項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る市町村長指定区域・サービス事業所に係る第七十八条の二第一項の指定の申請であつて、当該拡張又は追加の効力が生ずる際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについては、前項の規定にかかわらず、当該申請に対する処分を行うものとする。</p> <p>4（略）</p>	<p>第七十八条の十五（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市町村長は、当該市町村長指定期間の開始日の前日までにされた市町村長指定区域・サービス事業所に係る第七十八条の二第一項の指定の申請であつて、当該市町村長指定期間の開始の際、指定をするかどうかの処分がなされていないものについては、前項の規定にかかわらず、当該申請に対する処分を行うものとする。</p> <p>4（略）</p>

◎介護保険法施行令第三十五条の八による読替え（介護保険法第七十八条の十四第三項の規定による技術的読替え）

（傍線の部分は読替部分）

政令による読替後	読替前
<p>（指定地域密着型サービス事業者の指定） 第七十八条の二〔準用せず〕</p> <p>2 市町村長は、公募指定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめその旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。</p> <p>3 〔準用せず〕</p> <p>4 市町村長は、当該公募指定に係る応募が次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第六項において同じ。）に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、当該応募に係る応募者を選考してはならない。</p> <p>一 応募者が市町村の条例で定める者でないとき。</p> <p>二 当該応募に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。</p> <p>三 応募者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められる</p>	<p>（指定地域密着型サービス事業者の指定） 第七十八条の二〔準用せず〕</p> <p>2 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめその旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。</p> <p>3 〔準用せず〕</p> <p>4 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービス（厚生労働省令で定めるものに限る。第六項において同じ。）に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。</p> <p>二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。</p> <p>三 申請者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められる</p>

。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二 「準用せず」

六の三 応募者と密接な関係を有する者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除き、第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 応募者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除き、第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の

み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二 「準用せず」

六の三 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定に

規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項（第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項及び第六項において同じ。）の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、応募者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 応募者が、応募前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 応募者が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 〔準用せず〕

よる通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 〔準用せず〕

十一 応募者が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 〔準用せず〕

5 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

6 市町村長は、当該公募指定に係る応募が次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービスに係る指定の申請にあつては、第一号の二、第一号の三、第三号の二、第三号の四及び第四号を除く。）のいずれかに該当するときは、当該応募に係る応募者を選考しないことができる。

一 応募者が、第七十八条の十第二号から第五号まで（第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

十一 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 〔準用せず〕

5 市町村が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

6 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、次の各号（病院又は診療所により行われる複合型サービスに係る指定の申請にあつては、第一号の二、第一号の三、第三号の二、第三号の四及び第四号を除く。）のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしないことができる。

一 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）である

一の二 「準用せず」

一の三 応募者と密接な関係を有する者が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。

二 応募者が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

二の二 応募者が、第七十八条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第七十八条の十（第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内 に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

とき。

一の二 「準用せず」

一の三 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。

二 申請者が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

二の二 申請者が、第七十八条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第七十八条の十の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

二の三 第二号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、応募者が、同号の通知の前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

三 応募者が、法人で、その役員等のうちに第一号又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

三の二 「準用せず」

三の三 応募者が、法人でない事業所で、その管理者が第一号又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者であるとき。

三の四 「準用せず」

四 「準用せず」

7 市町村長は、公募指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

二の三 第二号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者が、同号の通知の前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であつた者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

三 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第一号又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

三の二 「準用せず」

三の三 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第一号又は第二号から第二号の三までのいずれかに該当する者であるとき。

三の四 「準用せず」

四 「準用せず」

7 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を行おうとするときは、又は前項第四号の規定により同条第一項本文の指定をしないこととするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他

<p>9 ～ 11 〔準用せず〕</p>	<p>8 市町村長は、<u>公募指定</u>を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。</p>
<p>9 ～ 11 〔準用せず〕</p>	<p>8 市町村長は、<u>第四十二条の二第一項本文の指定</u>を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。</p> <p>い。の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。</p>

◎介護保険法施行令第三十五条の九による読替え（介護保険法第七十八条の十五第五項の規定による技術的読替え）

（傍線の部分は読替部分）

政令による読替後	読替前
<p>（公募指定の有効期間等） 第七十八条の十五（略）</p> <p>2 第七十八条の十二において準用する第七十条の二の規定は、市町村長指定区域の拡張又は市町村長指定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の追加の効力が生ずる際に効力を有する市町村長指定区域・サービス事業所に係る第四十二条の二第一項本文の指定（公募指定を除く。）及び第七十八条の十三第四項において準用する同条第三項の規定により行われた第四十二条の二第一項本文の指定（次項において「指定区域拡張時等有効指定」という。）については、適用しない。</p> <p>3 指定区域拡張時等有効指定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を経過したときは、その効力を失う。</p> <p>一 次号に掲げる指定区域拡張時等有効指定以外の指定区域拡張時等有効指定 当該指定区域拡張時等有効指定がされた日又は従前の第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項の期間（同号において「従前の指定の有効期間」という。）の満了の日の翌日のうち直近の日から六年</p> <p>二 指定区域拡張時等有効指定を受けている指定地域密着型サービス事業者が、当該市町村長指定区域・サービス事業所に係る公募指定を受ける場合における当該指定区域拡張時等有効指定 当該指定区域拡張時等有効指定がされた日又は従前の指定の有効期間の満了の</p>	<p>（公募指定の有効期間等） 第七十八条の十五（略）</p> <p>2 第七十八条の十二において準用する第七十条の二の規定は、市町村長指定期間の開始の際に効力を有する市町村長指定区域・サービス事業所に係る第四十二条の二第一項本文の指定（公募指定を除く。）及び第七十八条の十三第三項の規定により行われた第四十二条の二第一項本文の指定（次項において「指定期間開始時有効指定」という。）については、適用しない。</p> <p>3 指定期間開始時有効指定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を経過したときは、その効力を失う。</p> <p>一 次号に掲げる指定期間開始時有効指定以外の指定期間開始時有効指定 当該指定期間開始時有効指定がされた日又は従前の第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項の期間（同号において「従前の指定の有効期間」という。）の満了の日の翌日のうち直近の日から六年</p> <p>二 指定期間開始時有効指定を受けている指定地域密着型サービス事業者が、当該市町村長指定区域・サービス事業所に係る公募指定を受ける場合における当該指定期間開始時有効指定 当該指定期間開始時有効指定がされた日又は従前の指定の有効期間の満了の日の翌</p>

<p>4 日の翌日のうち直近の日から当該公募指定がされた日の前日までの期間</p> <p>4 市町村長は、当該市町村長指定区域の拡張の効力が生ずる日の前日までにされた当該拡張により新たに市町村長指定区域となる区域又は当該市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の追加の効力が生ずる日の前日までにされた当該追加により新たに市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等となる第七十八条の十三第一項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に係る市町村長指定区域・サービス事業所に係る第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項の指定の更新の申請であつて、当該拡張又は追加の効力が生ずる際、指定の更新をすることがないものについては、第七十八条の十五第五項において準用する第二項の規定にかかわらず、当該申請に対する処分を行うものとする。</p> <p>5 (略)</p>	<p>4 日のうち直近の日から当該公募指定がされた日の前日までの期間</p> <p>4 市町村長は、当該市町村長指定期間の開始日の前日までにされた市町村長指定区域・サービス事業所に係る第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項の指定の更新の申請であつて、当該市町村長指定期間の開始の際、指定の更新をすることがないものについては、第二項の規定にかかわらず、当該申請に対する処分を行うものとする。</p> <p>5 (略)</p>
---	---

◎介護保険法施行令第三十五条の十第一項による読替え（介護保険法第七十八条の十七の規定による技術的読替え）

（傍線の部分は読替部分）

<p>政令による読替後</p>	<p>読替前</p>
<p>（勧告、命令等）</p> <p>第七十八条の九 市町村長は、指定地域密着型サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>一 第七十八条の十四第三項において準用する第七十八条の二第八項の規定により第七十八条の十四第一項に規定する公募指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。</p> <p>二 四（略）</p> <p>二 四（略）</p> <p>（指定の取消し等）</p> <p>第七十八条の十 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第七十八条の十四第一項に規定する公募指定を取り消し、又は期間を定めて当該公募指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の十四第三項において準用する第七十八条の二第四項第四号の二から第五号の二まで、第九号（第七十八条の十四第三項において準用する第七十八条の二第四項第五号の三に該当する者のあるものを除く。）</p>	<p>（勧告、命令等）</p> <p>第七十八条の九 市町村長は、指定地域密着型サービス事業者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者に対し、期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。</p> <p>一 第七十八条の二第八項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合 当該条件に従うこと。</p> <p>二 四（略）</p> <p>二 四（略）</p> <p>（指定の取消し等）</p> <p>第七十八条の十 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。</p> <p>一 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第四項第四号の二から第五号の二まで、第九号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十号（第五号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）、第十一号（第五号の三に該当する者</p>

又は第十一号（第七十八条の十四第三項において準用する第七十八条の二第四項第五号の三に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の十四第三項において準用する第七十八条の二第六項第三号又は第三号の三のいずれかに該当するに至ったとき。

三 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の十四第三項において準用する第七十八条の二第八項の規定により公募指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。

四 四十五（略）

（公示）

第七十八条の十一 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該指定地域密着型サービス事業者の名称、当該公募指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一 第七十八条の十四第一項に規定する公募指定をしたとき。

二 第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出があったとき。

三（略）

四 第七十八条の十七の規定により読み替えて適用する前条の規定により第七十八条の十四第一項に規定する公募指定を取り消し、又は当該公募指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

であるときを除く。）又は第十二号（第五号の三に該当する者であるときを除く。）のいずれかに該当するに至ったとき。

二 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第六項第三号から第三号の四までのいずれかに該当するに至ったとき。

三 指定地域密着型サービス事業者が、第七十八条の二第八項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に違反したと認められるとき。

四 四十五（略）

（公示）

第七十八条の十一 市町村長は、次に掲げる場合には、遅滞なく、当該指定地域密着型サービス事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを公示しなければならない。

一 第四十二条の二第一項本文の指定をしたとき。

二 第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出があったとき。

三（略）

四 前条の規定により第四十二条の二第一項本文の指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

◎介護保険法施行令第三十五条の十第二項による読替え（介護保険法第七十八条の十七の規定による技術的読替え）

（傍線の部分は読替部分）

政令による読替後	読替前
<p>（指定地域密着型サービス事業者の指定） 第七十八条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>一〇五の三（略）</p> <p>六 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除き、第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型</p>	<p>（指定地域密着型サービス事業者の指定） 第七十八条の二（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4（略）</p> <p>一〇五の三（略）</p> <p>六 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理</p>

サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二 (略)

六の三 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除き、第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除き、第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項（第七十八条の十七の

理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二 (略)

六の三 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を

規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項及び第六項において同じ。)の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項(第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項及び第六項において同じ。)の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退に係る法人でない事業所)の管理者であつた者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八〇十二 (略)

5 (略)

6 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービスに係る指定の申請にあつては、第一号の二、第一号の三、第三号の二及び第三号の四を除く。)のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしないことができる。

除く。)又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者(当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退に係る法人でない事業所)の管理者であつた者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八〇十二 (略)

5 (略)

6 市町村長は、第一項の申請があつた場合において、次の各号(病院又は診療所により行われる複合型サービスに係る指定の申請にあつては、第一号の二、第一号の三、第三号の二及び第三号の四を除く。)のいずれかに該当するときは、第四十二条の二第一項本文の指定をしないことができる。

一 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十第二号から第五号まで（第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）次号を除き、以下この項において同じ。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。）でない事業所である場合においては、当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

一の二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、

一 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消の処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消の日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、

当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

一之三 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。

二 申請者が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

二の二 申請者が、第七十八条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第七十八条の十（第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内により市町村長が当該申請者における当該特定の日をいう。）までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について

当該通知があつた日前六十日以内に当該事業所の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。

一之三 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。

二 申請者が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

二の二 申請者が、第七十八条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第七十八条の十の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相

て相当の理由がある者を除く。)で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

二の三 第二号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者が、同号の通知の前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

三〇四 (略)

七〇十 (略)

11 第七十八条の十(第七十八条の十七の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定による所在地市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定の取消し若しくは効力の停止又は第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項若しくは第七十八条の十五第一項若しくは第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による第四十二条の二第一項本文の指定の失効は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。

起算して五年を経過しないものであるとき。

二の三 第二号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があつた場合において、申請者が、同号の通知の前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者又は当該指定の辞退に係る法人(当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。)の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所(当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。)の管理者であつた者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

三〇四 (略)

七〇十 (略)

11 第七十八条の十の規定による所在地市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定の取消し若しくは効力の停止又は第七十八条の十二において準用する第七十条の二第一項若しくは第七十八条の十五第一項若しくは第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定による第四十二条の二第一項本文の指定の失効は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。

◎参考 介護保険法第七十八条の十七による第七十八条の五第二項の読替え（法において直接規定）

（傍線の部分は読替部分）

<p style="text-align: center;">読 替 後</p>	<p style="text-align: center;">読 替 前</p>
<p>（変更の届出等） 第七十八条の五（略） 2 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定地域密着型サービス（<u>公募指定に係る市町村長指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護等に</u>限る。）の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の<u>一月以上前</u>の日であつて市町村長が定める日までに、その旨を市町村長に届け出なければならぬ。</p>	<p>（変更の届出等） 第七十八条の五（略） 2 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定地域密着型サービス（<u>地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。</u>）の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の<u>一月前</u>までに、その旨を市町村長に届け出なければならぬ。</p>

◎介護保険法施行令第三十五条の十二による読替え（介護保険法第百十五条の十二第七項の規定による技術的読替え）

（傍線の部分は読替部分）

読 替 後	読 替 前
<p>（指定地域密着型サービス事業者の指定） 第七十八条の二（略） 2～8（略）</p> <p>9 第百十五条の十二第一項の申請を受けた市町村長（以下この条において「被申請市町村長」という。）と所在地市町村長（第百十五条の十二第二項第四号の市町村長をいう。以下この条において同じ。）との協議により、同号の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、同号の規定は適用しない。</p> <p>10 第百十五条の十二第七項において準用する前項の規定により同条第二項第四号の規定が適用されない場合であつて、同条第一項の申請に係る事業所（所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。）について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第五十四条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。</p> <p>一 所在地市町村長が第五十四条の二第一項本文の指定をしたとき当該指定がされた時</p> <p>二 所在地市町村長による第五十四条の二第一項本文の指定がされているとき 被申請市町村長が当該事業所に係る地域密着型介護予防サービス事業を行う者から第百十五条の十二第一項の申請を受けた時</p>	<p>（指定地域密着型サービス事業者の指定） 第七十八条の二（略） 2～8（略）</p> <p>9 第一項の申請を受けた市町村長（以下この条において「被申請市町村長」という。）と所在地市町村長との協議により、第四項第四号の規定による同意を要しないことについて所在地市町村長の同意があるときは、同号の規定は適用しない。</p> <p>10 前項の規定により第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、第一項の申請に係る事業所（所在地市町村長の管轄する区域にあるものに限る。）について、次の各号に掲げるときは、それぞれ当該各号に定める時に、当該申請者について、被申請市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定があつたものとみなす。</p> <p>一 所在地市町村長が第四十二条の二第一項本文の指定をしたとき当該指定がされた時</p> <p>二 所在地市町村長による第四十二条の二第一項本文の指定がされているとき 被申請市町村長が当該事業所に係る地域密着型サービス事業を行う者から第一項の申請を受けた時</p>

11 第百十五條の十九の規定による所在地市町村長による第五十四條の二第二項本文の指定の取消し若しくは効力の停止又は第百十五條の二十一において準用する第七十條の二第一項の規定による第五十四條の二第一項本文の指定の失効は、第百十五條の十二第七項において準用する前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第五十四條の二第一項本文の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。

11 第七十八條の十の規定による所在地市町村長による第四十二條の二第一項本文の指定の取消し若しくは効力の停止又は第七十八條の十二において準用する第七十條の二第一項若しくは第七十八條の十五第一項若しくは第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による第四十二條の二第一項本文の指定の失効は、前項の規定により受けたものとみなされた被申請市町村長による第四十二條の二第一項本文の指定の効力に影響を及ぼさないものとする。

◎介護保険法施行令附則第十四条第二項による同令第三十八条第一項の読替え

(傍線の部分は読替部分)

<p>読 替 後</p>	<p>(保険料率の算定に関する基準)</p> <p>第三十八条 各年度における保険料率に係る法第二百二十九条第二項に規定する政令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合(市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合であつて、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する割合)を乗じて得た額であることとする。</p> <p>一 次のいずれかに該当する者 四分の二</p> <p>イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のいずれかに該当するもの(ロに該当するものを除く。)</p> <p>(1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者(次号イ及び第三号イ並びに次条第一項第一号イ、第二号イ及び第三号イにおいて「市町村民税世帯非課税者」という。)</p> <p>(2) 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの</p>
<p>読 替 前</p>	<p>(保険料率の算定に関する基準)</p> <p>第三十八条 各年度における保険料率に係る法第二百二十九条第二項に規定する政令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合(市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合であつて、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する割合)を乗じて得た額であることとする。</p> <p>一 次のいずれかに該当する者 四分の二</p> <p>イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のいずれかに該当するもの(ロに該当するものを除く。)</p> <p>(1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者(次号イ及び第三号イ並びに次条第一項第一号イ、第二号イ及び第三号イにおいて「市町村民税世帯非課税者」という。)</p> <p>(2) 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの</p>

ロ 被保護者

ハ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第三号ロ、第四号ロ若しくは第五号ロに該当する者又は附則第十四条第二項に規定する第一号被保険者を除く。）

二 次のいずれかに該当する者 四分の二

イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前号に該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第四号ロ若しくは第五号ロに該当する者又は附則第十四条第二項に規定する第一号被保険者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者 四分の三

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）

四 次のいずれかに該当する者 四分の四

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

ロ 被保護者

ハ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）

二 次のいずれかに該当する者 四分の二

イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前号に該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者 四分の三

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）

四 次のいずれかに該当する者 四分の四

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

五 次のいずれかに該当する者 四分の五

イ 合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

六 前各号のいずれにも該当しない者 四分の六

2
2
7
(略)

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

五 次のいずれかに該当する者 四分の五

イ 合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

六 前各号のいずれにも該当しない者 四分の六

2
2
7
(略)

◎介護保険法施行令附則第十四条第二項による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十条第二十一条の読替え

(傍線の部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(支援給付に係るその他の法令の適用)</p> <p>第二十条 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十 (略)</p> <p>二十一 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>イ 介護保険法施行令第二十条の二第二項及び第四項から第八項まで、第二十九条の二第四項から第八項まで、第三十条第一項、第三十一条第一項並びに附則第十四条第二項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護とみなす。</p> <p>ロ 介護保険法施行令第三十七条第一項の規定の適用については、同項第九号中「規定」とあるのは、「規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。)」とする。</p>	<p>(支援給付に係るその他の法令の適用)</p> <p>第二十条 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十 (略)</p> <p>二十一 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>イ 介護保険法施行令第二十条の二第二項及び第四項から第八項まで、第二十九条の二第四項から第八項まで、第三十条第一項並びに第三十一条第一項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護とみなす。</p> <p>ロ 介護保険法施行令第三十七条第一項の規定の適用については、同項第九号中「規定」とあるのは、「規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。)」とする。</p>

二十二
五
略

二十二
五
略

◎介護保険法施行令附則第十四条第三項による同条第一項及び第二項の読替え

(傍線の部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(平成二十四年度から平成二十六年までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>第十四条 市町村は、第三十八条第一項第三号イに掲げる者のうち、平成二十四年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下である第一号被保険者の平成二十五年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合(市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合。以下この項及び次条第一項において同じ。)については、第三十八条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により適用されることとなる標準割合を下回る割合(次項及び第五項並びに次条第一項、第二項及び第五項において「特例標準割合」という。)を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者(第三十八条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。)、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。)に課される保険料額については、特例標準割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定(他の法令において引用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)第二十二條第二十一号の規定の適</p>	<p>(平成二十四年度から平成二十六年までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>第十四条 市町村は、第三十八条第一項第三号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合(市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合。以下この項及び次条第一項において同じ。)については、第三十八条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により適用されることとなる標準割合を下回る割合(次項及び第五項並びに次条第一項、第二項及び第五項において「特例標準割合」という。)を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者(第三十八条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。)、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。)に課される保険料額については、特例標準割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定(他の法令において引用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)第二十二條第二十一号の規定の適</p>

用については、第三十八条第一項第一号ハ又は第二号ロ中「又は第五号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第五号ロに該当する者又は附則第十四条第三項において準用する同条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二條第二十一号イ中「並びに第三十九條第一項」とあるのは、「第三十九條第一項並びに附則第十四條第三項において準用する同条第二項」とする。

3
5
(略)

用については、第三十八条第一項第一号ハ又は第二号ロ中「又は第五号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第五号ロに該当する者又は附則第十四条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二條第二十一号イ中「並びに第三十九條第一項」とあるのは、「第三十九條第一項並びに附則第十四條第二項」とする。

3
5
(略)

◎介護保険法施行令附則第十四条第四項による同条第一項及び第二項の読替え

(傍線の部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(平成二十四年度から平成二十六年までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>第十四条 市町村は、第三十八条第一項第三号イに掲げる者のうち、平成二十五年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下である第一号被保険者の平成二十六年における保険料率の算定に係る同項の標準割合(市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合。以下この項及び次条第一項において同じ。)については、第三十八条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により適用されることとなる標準割合を下回る割合(次項及び第五項並びに次条第一項、第二項及び第五項において「特例標準割合」という。)を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者(第三十八条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。)、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。)に課される保険料額については、特例標準割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定(他の法令において引用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)第二十二條第二十一号の規定の適</p>	<p>(平成二十四年度から平成二十六年までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>第十四条 市町村は、第三十八条第一項第三号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合(市町村が同項の規定によりこれと異なる割合を設定するときは、当該割合。以下この項及び次条第一項において同じ。)については、第三十八条第一項の規定にかかわらず、同項の規定により適用されることとなる標準割合を下回る割合(次項及び第五項並びに次条第一項、第二項及び第五項において「特例標準割合」という。)を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者(第三十八条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。)、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。)に課される保険料額については、特例標準割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定(他の法令において引用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成八年政令第十八号)第二十二條第二十一号の規定の適</p>

用については、第三十八条第一項第一号ハ又は第二号ロ中「又は第五号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第五号ロに該当する者又は附則第十四条第四項において準用する同条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二條第二十一号イ中「並びに第三十九條第一項」とあるのは、「第三十九條第一項並びに附則第十四條第四項において準用する同條第二項」とする。

3
5
(略)

用については、第三十八条第一項第一号ハ又は第二号ロ中「又は第五号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第五号ロに該当する者又は附則第十四条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二條第二十一号イ中「並びに第三十九條第一項」とあるのは、「第三十九條第一項並びに附則第十四條第二項」とする。

3
5
(略)

◎介護保険法施行令附則第十五条第二項による同令第三十八条第一項の読替え

(傍線の部分は読替部分)

<p>読 替 後</p>	<p>(保険料率の算定に関する基準)</p> <p>第三十八条 各年度における保険料率に係る法第二百二十九条第二項に規定する政令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合(市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合であつて、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する割合)を乗じて得た額であることとする。</p> <p>一 次のいずれかに該当する者 四分の二</p> <p>イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のいずれかに該当するもの(ロに該当するものを除く。)</p> <p>(1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者(次号イ及び第三号イ並びに次条第一項第一号イ、第二号イ及び第三号イにおいて「市町村民税世帯非課税者」という。)</p> <p>(2) 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの</p>
<p>読 替 前</p>	<p>(保険料率の算定に関する基準)</p> <p>第三十八条 各年度における保険料率に係る法第二百二十九条第二項に規定する政令で定める基準は、基準額に当該年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める標準割合(市町村が保険料を賦課する場合に通常よるべき割合であつて、特別の必要があると認められる場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が次の各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する割合)を乗じて得た額であることとする。</p> <p>一 次のいずれかに該当する者 四分の二</p> <p>イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のいずれかに該当するもの(ロに該当するものを除く。)</p> <p>(1) その属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が、当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者(次号イ及び第三号イ並びに次条第一項第一号イ、第二号イ及び第三号イにおいて「市町村民税世帯非課税者」という。)</p> <p>(2) 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの</p>

ロ 被保護者

ハ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第三号ロ、第四号ロ若しくは第五号ロに該当する者又は附則第十五条第二項に規定する第一号被保険者を除く。）

二 次のいずれかに該当する者 四分の二

イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前号に該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第四号ロ若しくは第五号ロに該当する者又は附則第十五条第二項に規定する第一号被保険者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者 四分の三

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ若しくは第五号ロに該当する者又は附則第十五条第二項に規定する第一号被保険者を除く。）

四 次のいずれかに該当する者 四分の四

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前三号のいずれに

ロ 被保護者

ハ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第三号ロ、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）

二 次のいずれかに該当する者 四分の二

イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前号に該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者 四分の三

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）

四 次のいずれかに該当する者 四分の四

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前三号のいずれに

も該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

五 次のいずれかに該当する者 四分の五

イ 合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

六 前各号のいずれにも該当しない者 四分の六

257 (略)

も該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

五 次のいずれかに該当する者 四分の五

イ 合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

六 前各号のいずれにも該当しない者 四分の六

257 (略)

◎介護保険法施行令附則第十五条第二項による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十条第二十一条の読替え

(傍線の部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(支援給付に係るその他の法令の適用)</p> <p>第二十条 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十 (略)</p> <p>二十一 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>イ 介護保険法施行令第二十条の二第二項及び第四項から第八項まで、第二十九条の二第四項から第八項まで、第三十条第一項、第三十一条第一項並びに附則第十五条第二項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護とみなす。</p> <p>ロ 介護保険法施行令第三十七条第一項の規定の適用については、同項第九号中「規定」とあるのは、「規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。)」とする。</p>	<p>(支援給付に係るその他の法令の適用)</p> <p>第二十条 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十 (略)</p> <p>二十一 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>イ 介護保険法施行令第二十条の二第二項及び第四項から第八項まで、第二十九条の二第四項から第八項まで、第三十条第一項並びに第三十一条第一項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護とみなす。</p> <p>ロ 介護保険法施行令第三十七条第一項の規定の適用については、同項第九号中「規定」とあるのは、「規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。)」とする。</p>

二十二
〽
二十五
(略)

二十二
〽
二十五
(略)

◎介護保険法施行令附則第十五条第三項による同条第一項及び第二項の読替え

(傍線の部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第十五条 市町村は、第三十八条第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十四年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十五年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合については、同項の規定にかかわらず、特例標準割合を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十八条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例標準割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第二十二條第二十一号の規定の適用については、第三十八条第一項第一号ハ、第二号ロ又は第三号ロ中「又は第五号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第五号ロに該当する者又は附則第十五条第三項において準用する同条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二條第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは、「第三十九条第一項並びに附則第十五条第三項において準用する同条第二項」とする。</p>	<p>第十五条 市町村は、第三十八条第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合については、同項の規定にかかわらず、特例標準割合を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十八条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例標準割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第二十二條第二十一号の規定の適用については、第三十八条第一項第一号ハ、第二号ロ又は第三号ロ中「又は第五号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第五号ロに該当する者又は附則第十五条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二條第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは、「第三十九条第一項並びに附則第十五条第二項」とする。</p>

3
~
5

(略)

3
~
5

(略)

◎介護保険法施行令附則第十五条第四項による同条第一項及び第二項の読替え

(傍線の部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第十五条 市町村は、第三十八条第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十五年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十六年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合については、同項の規定にかかわらず、特例標準割合を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十八条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例標準割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第二十二條第二十一号の規定の適用については、第三十八条第一項第一号ハ、第二号ロ又は第三号ロ中「又は第五号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第五号ロに該当する者又は附則第十五条第四項において準用する同条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二條第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは、「第三十九条第一項並びに附則第十五条第四項において準用する同条第二項」とする。</p>	<p>第十五条 市町村は、第三十八条第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の標準割合については、同項の規定にかかわらず、特例標準割合を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により市町村が特例標準割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例標準割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十八条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、第四号ロ又は第五号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例標準割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）第二十二條第二十一号の規定の適用については、第三十八条第一項第一号ハ、第二号ロ又は第三号ロ中「又は第五号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第五号ロに該当する者又は附則第十五条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二條第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは、「第三十九条第一項並びに附則第十五条第二項」とする。</p>

3
~
5

(略)

3
~
5

(略)

◎介護保険法施行令附則第十六条第二項による同令第三十九条第一項の読替え

(傍線の部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(特別の基準による保険料率の算定)</p> <p>第三十九条 前条第一項の規定にかかわらず、特別の必要がある場合においては、市町村は、基準額に各年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。この場合において、市町村は、第六号に掲げる第一号被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。</p> <p>一 次のいずれかに該当する者 四分の二を標準として市町村が定める割合</p> <p>イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のいずれかに該当するもの(ロに該当するものを除く。)</p> <p>(1) 市町村民税世帯非課税者</p> <p>(2) 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの</p> <p>ロ 被保護者</p> <p>ハ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(イ(1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第三号ロ、第</p>	<p>(特別の基準による保険料率の算定)</p> <p>第三十九条 前条第一項の規定にかかわらず、特別の必要がある場合においては、市町村は、基準額に各年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。この場合において、市町村は、第六号に掲げる第一号被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。</p> <p>一 次のいずれかに該当する者 四分の二を標準として市町村が定める割合</p> <p>イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のいずれかに該当するもの(ロに該当するものを除く。)</p> <p>(1) 市町村民税世帯非課税者</p> <p>(2) 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの</p> <p>ロ 被保護者</p> <p>ハ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(イ(1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第三号ロ、第</p>

四号ロ、第五号ロ若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十六条第二項に規定する第一号被保険者を除く。）

二 次のいずれかに該当する者 四分の二を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前号に該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第四号ロ、第五号ロ若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十六条第二項に規定する第一号被保険者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者 四分の三を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しない者
ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）

四 次のいずれかに該当する者 四分の四を標準として市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号

四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）

二 次のいずれかに該当する者 四分の二を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前号に該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者 四分の三を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しない者
ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）

四 次のいずれかに該当する者 四分の四を標準として市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号

の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）

五 次のいずれかに該当する者 四分の四を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

六 次のいずれかに該当する者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

七 前各号のいずれにも該当しない者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合

254 (略)

の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）

五 次のいずれかに該当する者 四分の四を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

六 次のいずれかに該当する者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合

イ 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

七 前各号のいずれにも該当しない者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合

254 (略)

◎介護保険法施行令附則第十六条第二項による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二條第二十一号の読替え

(傍線の部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(支援給付に係るその他の法令の適用)</p> <p>第二十二條 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十 (略)</p> <p>二十一 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>イ 介護保険法施行令第二十二條の二第二項及び第四項から第八項まで、第二十九條の二第四項から第八項まで、第三十八條第一項、<u>第三十九條第一項並びに附則第十六條第二項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護とみなす。</u></p> <p>ロ 介護保険法施行令第三十七條第一項の規定の適用については、<u>同項第九号中「規定」とあるのは、「規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四條第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四條第二項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。」とする。</u></p>	<p>(支援給付に係るその他の法令の適用)</p> <p>第二十二條 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十 (略)</p> <p>二十一 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>イ 介護保険法施行令第二十二條の二第二項及び第四項から第八項まで、第二十九條の二第四項から第八項まで、第三十八條第一項並びに<u>第三十九條第一項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護とみなす。</u></p> <p>ロ 介護保険法施行令第三十七條第一項の規定の適用については、<u>同項第九号中「規定」とあるのは、「規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四條第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四條第二項において準用する場合を含む。))においてその例による場合を含む。」とする。</u></p>

二十二
〽
二十五
(略)

二十二
〽
二十五
(略)

◎介護保険法施行令附則第十六条第三項による同条第一項及び第二項の読替え

(傍線の部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第十六条 市町村は、第三十九条第一項第三号イに掲げる者のうち、平成二十四年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下である第一号被保険者の平成二十五年度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかわらず、同項の規定により適用されることとなる割合を下回る割合（次項及び第五項並びに次条第一項、第二項及び第五項において「特例割合」という。）を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二條第二十一号の規定の適用については、第三十九条第一項第一号ハ又は第二号ロ中「又は第六号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十六条第三項において準用する同条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二條第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは、「第三十九</p>	<p>第十六条 市町村は、第三十九条第一項第三号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかわらず、同項の規定により適用されることとなる割合を下回る割合（次項及び第五項並びに次条第一項、第二項及び第五項において「特例割合」という。）を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二條第二十一号の規定の適用については、第三十九条第一項第一号ハ又は第二号ロ中「又は第六号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十六条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二條第二十一号イ中「並びに第三十九條第一項」とあるのは、「第三十九條第一項並びに附則第十六條</p>

条第一項並びに附則第十六条第三項において準用する同条第二項」とする。

3
5
(略)

第二項」とする。

3
5
(略)

◎介護保険法施行令附則第十六条第四項による同条第一項及び第二項の読替え

(傍線の部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第十六条 市町村は、第三十九条第一項第三号イに掲げる者のうち、平成二十五年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下である第一号被保険者の平成二十六年度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかわらず、同項の規定により適用されることとなる割合を下回る割合（次項及び第五項並びに次条第一項、第二項及び第五項において「特例割合」という。）を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二條第二十一号の規定の適用については、第三十九条第一項第一号ハ又は第二号ロ中「又は第六号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十六条第四項において準用する同条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二條第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは、「第三十九</p>	<p>第十六条 市町村は、第三十九条第一項第三号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が百二十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかわらず、同項の規定により適用されることとなる割合を下回る割合（次項及び第五項並びに次条第一項、第二項及び第五項において「特例割合」という。）を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者（第三十九条第一項第一号イ（1）に係る部分を除く。）、第三号ロ、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）に課される保険料額については、特例割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定（他の法令において引用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二條第二十一号の規定の適用については、第三十九条第一項第一号ハ又は第二号ロ中「又は第六号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十六条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二條第二十一号イ中「並びに第三十九條第一項」とあるのは、「第三十九條第一項並びに附則第十六條</p>

条第一項並びに附則第十六条第四項において準用する同条第二項」とする。

3
5
(略)

第二項」とする。

3
5
(略)

◎介護保険法施行令附則第十七条第二項による同令第三十九条第一項の読替え

(傍線の部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(特別の基準による保険料率の算定)</p> <p>第三十九条 前条第一項の規定にかかわらず、特別の必要がある場合において、市町村は、基準額に各年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。この場合において、市町村は、第六号に掲げる第一号被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。</p> <p>一 次のいずれかに該当する者 四分の二を標準として市町村が定める割合</p> <p>イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のいずれかに該当するもの(ロに該当するものを除く。)</p> <p>(1) 市町村民税世帯非課税者</p> <p>(2) 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの</p> <p>ロ 被保護者</p> <p>ハ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(イ(1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第三号ロ、第</p>	<p>(特別の基準による保険料率の算定)</p> <p>第三十九条 前条第一項の規定にかかわらず、特別の必要がある場合において、市町村は、基準額に各年度分の保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第一号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。この場合において、市町村は、第六号に掲げる第一号被保険者の区分を合計所得金額に基づいて更に区分し、当該区分に応じて定める割合を乗じて得た額を保険料率とすることができる。</p> <p>一 次のいずれかに該当する者 四分の二を標準として市町村が定める割合</p> <p>イ 老齢福祉年金の受給権を有している者であつて、次のいずれかに該当するもの(ロに該当するものを除く。)</p> <p>(1) 市町村民税世帯非課税者</p> <p>(2) 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの</p> <p>ロ 被保護者</p> <p>ハ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(イ(1)に係る部分を除く。)、次号ロ、第三号ロ、第</p>

四号ロ、第五号ロ若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十七条第二項に規定する第一号被保険者を除く。）

二 次のいずれかに該当する者 四分の二を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前号に該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第四号ロ、第五号ロ若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十七条第二項に規定する第一号被保険者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者 四分の三を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しない者
ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第五号ロ若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十七条第二項に規定する第一号被保険者を除く。）

四 次のいずれかに該当する者 四分の四を標準として市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）

二 次のいずれかに該当する者 四分の二を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であつて、当該保険料の賦課期日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額の合計額が八十万円以下であり、かつ、前号に該当しない者

ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（前号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）

三 次のいずれかに該当する者 四分の三を標準として市町村が定める割合

イ 市町村民税世帯非課税者であり、かつ、前二号に該当しない者
ロ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）、次号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）

四 次のいずれかに該当する者 四分の四を標準として市町村が定める割合

イ 当該保険料の賦課期日の属する年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者であり、かつ、前三号のいずれにも該当しないもの

<p>二〇 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）</p> <p>二一 次号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）</p> <p>二二 次のいずれかに該当する者 四分の四を超える割合で市町村が定める割合</p> <p>二三 合計所得金額が前号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）</p> <p>二四 次のいずれかに該当する者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合</p> <p>二五 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>二六 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>二七 前各号のいずれにも該当しない者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合</p> <p>二八 略</p>	<p>二九 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）</p> <p>三〇 次号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）</p> <p>三一 次のいずれかに該当する者 四分の四を超える割合で市町村が定める割合</p> <p>三二 合計所得金額が前号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）</p> <p>三三 次のいずれかに該当する者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合</p> <p>三四 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>三五 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>三六 前各号のいずれにも該当しない者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合</p> <p>三七 略</p>
<p>二〇 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）</p> <p>二一 次号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）</p> <p>二二 次のいずれかに該当する者 四分の四を超える割合で市町村が定める割合</p> <p>二三 合計所得金額が市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>二四 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）</p> <p>二五 次のいずれかに該当する者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合</p> <p>二六 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>二七 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>二八 前各号のいずれにも該当しない者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合</p> <p>二九 略</p>	<p>三〇 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）</p> <p>三一 次号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。）</p> <p>三二 次のいずれかに該当する者 四分の四を超える割合で市町村が定める割合</p> <p>三三 合計所得金額が市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>三四 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）</p> <p>三五 次のいずれかに該当する者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合</p> <p>三六 合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であつて市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>三七 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</p> <p>三八 前各号のいずれにも該当しない者 前号に掲げる割合を超える割合で市町村が定める割合</p> <p>三九 略</p>

◎介護保険法施行令附則第十七条第二項による中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第二十二條第二十一号の読替え

(傍線の部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(支援給付に係るその他の法令の適用)</p> <p>第二十二條 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十 (略)</p> <p>二十一 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>イ 介護保険法施行令第二十二條の二第二項及び第四項から第八項まで、第二十九條の二第四項から第八項まで、第三十八條第一項、<u>第三十九條第一項並びに附則第十七条第二項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護とみなす。</u></p> <p>ロ 介護保険法施行令第三十七條第一項の規定の適用については、<u>同項第九号中「規定」とあるのは、「規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四條第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四條第二項において準用する場合を含む。)</u>においてその例による場合を含む。」とする。</p>	<p>(支援給付に係るその他の法令の適用)</p> <p>第二十二條 支援給付が行われる場合における次の各号に規定する法令の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～二十 (略)</p> <p>二十一 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)の規定の適用については、次に定めるところによる。</p> <p>イ 介護保険法施行令第二十二條の二第二項及び第四項から第八項まで、第二十九條の二第四項から第八項まで、第三十八條第一項並びに<u>第三十九條第一項の規定の適用については、支援給付を受けている者を被保護者と、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を保護とみなす。</u></p> <p>ロ 介護保険法施行令第三十七條第一項の規定の適用については、<u>同項第九号中「規定」とあるのは、「規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四條第四項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百二十七号)附則第四條第二項において準用する場合を含む。)</u>においてその例による場合を含む。」とする。</p>

二十二
〽
二十五
(略)

二十二
〽
二十五
(略)

◎介護保険法施行令附則第十七条第三項による同条第一項及び第二項の読替え

(傍線の部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第十七条 市町村は、第三十九条第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十四年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十五年度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかわらず、特例割合を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者(第三十九条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。)、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。)に課される保険料額については、特例割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定(他の法令において引用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第十二条第二十一号の規定の適用については、第三十九条第一項第一号ハ、第二号ロ又は第三号ロ中「又は第六号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十七条第三項において準用する同条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二條第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは、「第三十九条第一項並びに附則第十七条第三項において準用する同条第二項」とする。</p>	<p>第十七条 市町村は、第三十九条第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかわらず、特例割合を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者(第三十九条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。)、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。)に課される保険料額については、特例割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定(他の法令において引用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第十二条第二十一号の規定の適用については、第三十九条第一項第一号ハ、第二号ロ又は第三号ロ中「又は第六号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十七条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二條第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは、「第三十九条第一項並びに附則第十七條第二項」とする。</p>

3
~
5

(略)

3
~
5

(略)

◎介護保険法施行令附則第十七条第四項による同条第一項及び第二項の読替え

(傍線の部分は読替部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第十七条 市町村は、第三十九条第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十五年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十六年度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかわらず、特例割合を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者(第三十九条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。)、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。)に課される保険料額については、特例割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定(他の法令において引用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第十二条第二十一号の規定の適用については、第三十九条第一項第一号ハ、第二号ロ又は第三号ロ中「又は第六号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十七条第四項において準用する同条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二條第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは、「第三十九条第一項並びに附則第十七条第四項において準用する同条第二項」とする。</p>	<p>第十七条 市町村は、第三十九条第一項第四号イに掲げる者のうち、平成二十三年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額の合計額が八十万円以下である第一号被保険者の平成二十四年度における保険料率の算定に係る同項の割合については、同項の規定にかかわらず、特例割合を定めることができる。</p> <p>2 前項の規定により市町村が特例割合を定めた場合において、要保護者であつて、その者が課される保険料額について特例割合を適用されたならば保護を必要としない状態となる第一号被保険者(第三十九条第一項第一号イ(1)に係る部分を除く。)、第四号ロ、第五号ロ又は第六号ロに該当する者を除く。)に課される保険料額については、特例割合を適用することができる。この場合における同条第一項の規定(他の法令において引用する場合を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令第十二条第二十一号の規定の適用については、第三十九条第一項第一号ハ、第二号ロ又は第三号ロ中「又は第六号ロに該当する者」とあるのは「若しくは第六号ロに該当する者又は附則第十七条第二項に規定する第一号被保険者」と、同令第二十二條第二十一号イ中「並びに第三十九条第一項」とあるのは、「第三十九条第一項並びに附則第十七條第二項」とする。</p>

3
~
5

(略)

3
~
5

(略)

第七条（地方自治法施行令の一部改正）関係の読替え

◎地方自治法第七十四條の三十一の二第三項による老人福祉法の読替え

（傍線部分は改正部分）

読 替 後	読 替 前
<p>（老人居宅生活支援事業の開始）</p> <p>第十四条 国、都道府県及び指定都市以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人居宅生活支援事業を行うことができる。</p> <p>（廃止又は休止）</p> <p>第十四条の三 国、都道府県及び指定都市以外の者は、老人居宅生活支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。</p> <p>（施設の設定）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>2 国、都道府県及び指定都市以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。</p> <p>3 指定都市以外の市町村及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（</p>	<p>（老人居宅生活支援事業の開始）</p> <p>第十四条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人居宅生活支援事業を行うことができる。</p> <p>（廃止又は休止）</p> <p>第十四条の三 国及び都道府県以外の者は、老人居宅生活支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならぬ。</p> <p>（施設の設定）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>2 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。</p> <p>3 市町村及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律</p>

平成十五年法律第百十八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第十六条第二項において同じ。) は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

4 (略)

5 国、都道府県及び指定都市以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。

6 (略)

(廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加)

第十六条 国、都道府県及び指定都市以外の者は、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定都市以外の市町村及び地方独立行政法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、その廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3・4 (略)

(報告の徴収等)

第十八条 都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者(都道府県を除く。)又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの

第百十八号) 第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第十六条第二項において同じ。) は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

4 (略)

5 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。

6 (略)

(廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加)

第十六条 国及び都道府県以外の者は、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 市町村及び地方独立行政法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、その廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3・4 (略)

(報告の徴収等)

第十八条 都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対して、必要

設置者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）の長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

(改善命令等)

第十八条の二 都道府県知事は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者（都道府県を除く。）が第十四条の四の規定に違反したと認めるときは、当該者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、老人居宅生活支援事業を行う者（都道府県を除く。）又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者（都道府県を除く。）が、この法律若しくはこれに基づき命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第五条の二第二項から第七項まで、第二十条の二の二若しくは第二十条の三に規定する者の処遇につき不当な行為をしたときは、当該事業を行う者又は当該施設の設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

3 (略)

第十九条 都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設

と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

(改善命令等)

第十八条の二 都道府県知事は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者（都道府県を除く。）が第十四条の四の規定に違反したと認めるときは、当該者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者が、この法律若しくはこれに基づき命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第五条の二第二項から第七項まで、第二十条の二の二若しくは第二十条の三に規定する者の処遇につき不当な行為をしたときは、当該事業を行う者又は当該施設の設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

3 (略)

第十九条 都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設

置者（都道府県を除く。）がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が第十七条第一項の基準に適合しなくなつたときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第十五条第四項の規定による認可を取り消すことができる。

2
(略)

置者がこの法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が第十七条第一項の基準に適合しなくなつたときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第十五条第四項の規定による認可を取り消すことができる。

2
(略)

◎地方自治法第七十四條の四十九の十第三項による老人福祉法の読替え

(傍線部分は改正部分)

読 替 後	読 替 前
<p>(老人居宅生活支援事業の開始)</p> <p>第十四条 国、都道府県及び中核市以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人居宅生活支援事業を行うことができる。</p> <p>(廃止又は休止)</p> <p>第十四条の三 国、都道府県及び中核市以外の者は、老人居宅生活支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(施設の設定)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 国、都道府県及び中核市以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。</p> <p>3 中核市以外の市町村及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第十六条第二項において同じ。)は、厚生労働省令の定めるところ</p>	<p>(老人居宅生活支援事業の開始)</p> <p>第十四条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人居宅生活支援事業を行うことができる。</p> <p>(廃止又は休止)</p> <p>第十四条の三 国及び都道府県以外の者は、老人居宅生活支援事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>(施設の設定)</p> <p>第十五条 (略)</p> <p>2 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを設置することができる。</p> <p>3 市町村及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第十六条第二項において同じ。)は、厚生労働省令の定めるところにより、あ</p>

るにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

4 (略)

5 国、都道府県及び中核市以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。

6 (略)

(廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加)

第十六条 国、都道府県及び中核市以外の者は、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 中核市以外の市町村及び地方独立行政法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、その廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3・4 (略)

(報告の徴収等)

第十八条 都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者（都道府県を除く。）又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者（都道府県を除く。）に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若し

らかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを設置することができる。

4 (略)

5 国及び都道府県以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、軽費老人ホーム又は老人福祉センターを設置することができる。

6 (略)

(廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加)

第十六条 国及び都道府県以外の者は、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設又は老人介護支援センターを廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 市町村及び地方独立行政法人は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームを廃止し、休止し、若しくはその入所定員を減少し、又はその入所定員を増加しようとするときは、その廃止、休止若しくは入所定員の減少又は入所定員の増加の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

3・4 (略)

(報告の徴収等)

第十八条 都道府県知事は、老人の福祉のために必要があると認めるときは、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他

くは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（これらのうち都道府県が設置するものを除く。）の長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

(改善命令等)

第十八条の二 都道府県知事は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者（都道府県を除く。）が第十四条の四の規定に違反したと認めるときは、当該者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、老人居宅生活支援事業を行う者（都道府県を除く。）又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者（都道府県を除く。）が、この法律若しくはこれに基づき命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第五条の二第二項から第七項まで、第二十条の二若しくは第二十条の三に規定する者の処遇につき不当な行為をしたときは、当該事業を行う者又は当該施設の設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

3 (略)

第十九条 都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者（都道府県を除く。）がこの法律若しくはこれに基づき命令若しく

の物件を検査させることができる。

2 都道府県知事は、前条第一項の基準を維持するため、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3・4 (略)

(改善命令等)

第十八条の二 都道府県知事は、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う者（都道府県を除く。）が第十四条の四の規定に違反したと認めるときは、当該者に対して、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

2 都道府県知事は、老人居宅生活支援事業を行う者又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの設置者が、この法律若しくはこれに基づき命令若しくはこれらに基づいてする処分違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくは第五条の二第二項から第七項まで、第二十条の二若しくは第二十条の三に規定する者の処遇につき不当な行為をしたときは、当該事業を行う者又は当該施設の設置者に対して、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

3 (略)

第十九条 都道府県知事は、養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの設置者がこの法律若しくはこれに基づき命令若しくはこれらに基づいてす

はこれらに基づいてする処分に違反したとき、又は当該施設が第十七条第二項の基準に適合しなくなつたときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第十五条第四項の規定による認可を取り消すことができる。

2
(略)

る処分に違反したとき、又は当該施設が第十七条第一項の基準に適合しなくなつたときは、その設置者に対して、その施設の設備若しくは運営の改善若しくはその事業の停止若しくは廃止を命じ、又は第十五条第四項の規定による認可を取り消すことができる。

2
(略)

◎地方自治法第七十四條の三十一の四第三項による介護保険法の読替え

(傍線部分は読替え部分、波線部分は当然読替え部分)

読 替 後	読 替 前
<p>第三節 介護給付</p> <p>(居宅介護サービス費の支給)</p> <p>第四十一条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者(以下「要介護被保険者」という。)のうち居宅において介護を受けるもの(以下「居宅要介護被保険者」という。)が、<u>指定都市</u>の市長が指定する者(以下「指定居宅サービス事業者」という。)から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用(特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。</p> <p>2 12 (略)</p>	<p>第三節 介護給付</p> <p>(居宅介護サービス費の支給)</p> <p>第四十一条 市町村は、要介護認定を受けた被保険者(以下「要介護被保険者」という。)のうち居宅において介護を受けるもの(以下「居宅要介護被保険者」という。)が、<u>都道府県知事</u>が指定する者(以下「指定居宅サービス事業者」という。)から当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所により行われる居宅サービス(以下「指定居宅サービス」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に対し、当該指定居宅サービスに要した費用(特定福祉用具の購入に要した費用を除き、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、居宅介護サービス費を支給する。ただし、当該居宅要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の居宅サービスを受けたときは、この限りでない。</p> <p>2 12 (略)</p>

(特例居宅介護サービス費の支給)

第四十二条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス費を支給する。

一 (略)

二 居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービス(指定居宅サービスの事業に係る第七十四条第一項の指定都市の条例で定める基準及び同項の指定都市の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、指定都市の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅サービス」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。

三・四 (略)

2 指定都市が前項第二号の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一～四 (略)

3～5 (略)

(居宅介護サービス計画費の支給)

第四十六条 市町村は、居宅要介護被保険者が、指定都市の市長が指定する者(以下「指定居宅介護支援事業者」という。)から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者

(特例居宅介護サービス費の支給)

第四十二条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要介護被保険者に対し、特例居宅介護サービス費を支給する。

一 (略)

二 居宅要介護被保険者が、指定居宅サービス以外の居宅サービス又はこれに相当するサービス(指定居宅サービスの事業に係る第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当居宅サービス」という。)を受けた場合において、必要があると認めるとき。

三・四 (略)

2 都道府県が前項第二号の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一～四 (略)

3～5 (略)

(居宅介護サービス計画費の支給)

第四十六条 市町村は、居宅要介護被保険者が、都道府県知事が指定する者(以下「指定居宅介護支援事業者」という。)から当該指定に係る居宅介護支援事業を行う事業所により行われる居宅介護支援(以下「指定居宅介護支援」という。)を受けたときは、当該居宅要介護被保険者に

に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。

2～8 (略)

(施設介護サービス費の支給)

第四十八条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス等」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスをを受けたときは、この限りでない。

一 指定都市の市長が指定する介護老人福祉施設（以下「指定介護老人福祉施設」という。）により行われる介護福祉施設サービス（以下「指定介護福祉施設サービス」という。）

二 (略)

2～8 (略)

第四節 予防給付

(介護予防サービス費の支給)

第五十三条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援被保険者」という。）が、指定都市の市長が指定する者（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）

から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われ

に対し、当該指定居宅介護支援に要した費用について、居宅介護サービス計画費を支給する。

2～8 (略)

(施設介護サービス費の支給)

第四十八条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス（以下「指定施設サービス等」という。）を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用（食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスをを受けたときは、この限りでない。

一 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設（以下「指定介護老人福祉施設」という。）により行われる介護福祉施設サービス（以下「指定介護福祉施設サービス」という。）

二 (略)

2～8 (略)

第四節 予防給付

(介護予防サービス費の支給)

第五十三条 市町村は、要支援認定を受けた被保険者のうち居宅において支援を受けるもの（以下「居宅要支援被保険者」という。）が、都道府県知事が指定する者（以下「指定介護予防サービス事業者」という。）

から当該指定に係る介護予防サービス事業を行う事業所により行われる

る介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）を受けるとき（当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となつているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。）は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用（特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

2（8）（略）

（特例介護予防サービス費の支給）

第五十四条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス費を支給する。

一 （略）

二 居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービス（指定介護予防サービスの事業に係る第百十五条の四第一項の指定都市の条例で定める基準及び同項の指定都市の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及

介護予防サービス（以下「指定介護予防サービス」という。）を受けたとき（当該居宅要支援被保険者が、第五十八条第四項の規定により同条第一項に規定する指定介護予防支援を受けることにつきあらかじめ市町村に届け出ている場合であつて、当該指定介護予防サービスが当該指定介護予防支援の対象となつているときその他の厚生労働省令で定めるときに限る。）は、当該居宅要支援被保険者に対し、当該指定介護予防サービスに要した費用（特定介護予防福祉用具の購入に要した費用を除き、介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に要した費用については、食事の提供に要する費用、滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。）について、介護予防サービス費を支給する。ただし、当該居宅要支援被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の介護予防サービスを受けたときは、この限りでない。

2（8）（略）

（特例介護予防サービス費の支給）

第五十四条 市町村は、次に掲げる場合には、居宅要支援被保険者に対し、特例介護予防サービス費を支給する。

一 （略）

二 居宅要支援被保険者が、指定介護予防サービス以外の介護予防サービス又はこれに相当するサービス（指定介護予防サービスの事業に係る第百十五条の四第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数並びに同条第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及

び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、指定都市の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

三・四 (略)

2 指定都市が前項第二号の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一〇四 (略)

3〇5 (略)

第五章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

第二節 指定居宅サービス事業者

(指定居宅サービス事業者の指定)

第七十条 第四十一条第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)ごとに行う。この場合において、指定都市の市長は、当該指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、あらかじめ、都道府県知事の同意を得なければならぬ。

び指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準のうち、都道府県の条例で定めるものを満たすと認められる事業を行う事業所により行われるものに限る。次号及び次項において「基準該当介護予防サービス」という。）を受けた場合において、必要があると認めるとき。

三・四 (略)

2 都道府県が前項第二号の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

一〇四 (略)

3〇5 (略)

第五章 介護支援専門員並びに事業者及び施設

第二節 指定居宅サービス事業者

(指定居宅サービス事業者の指定)

第七十条 第四十一条第一項本文の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、居宅サービス事業を行う者の申請により、居宅サービスの種類及び当該居宅サービスの種類に係る居宅サービス事業を行う事業所(以下この節において単に「事業所」という。)ごとに行う。

2 指定都市の市長は、前項の申請があつた場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。

一 申請者が指定都市の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の指定都市の条例で定める基準及び同項の指定都市の条例で定める員数を満たしていないとき。

三〇七（略）

七の二 申請者が、第七十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第七十七条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより指定都市の市長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八〇十二（略）

3 指定都市が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

4 指定都市の市長は、介護専用型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活

2 都道府県知事は、前項の申請があつた場合において、第一号から第三号まで、第五号から第七号の二まで、第九号又は第十号（病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十二号を除く。）のいずれかに該当するときは、第四十一条第一項本文の指定をしてはならない。

一 申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十四条第一項の都道府県の条例で定める基準及び同項の都道府県の条例で定める員数を満たしていないとき。

三〇七（略）

七の二 申請者が、第七十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第七十七条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八〇十二（略）

3 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当たっては、厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとする。

4 都道府県知事は、介護専用型特定施設入居者生活介護（介護専用型特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介

介護をいう。以下同じ。)につき第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域(第百十八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の合計数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。

5 指定都市の市長は、混合型特定施設入居者生活介護(介護専用型特定施設以外の特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)につき第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域(第百十八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員(厚生労働省令で定めるところにより算定した定員をいう。)の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになるか、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。

介護をいう。以下同じ。)につき第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域(第百十八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における介護専用型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の利用定員の総数の合計数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の介護専用型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数及び地域密着型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数の合計数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになると認めるとき、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。

5 都道府県知事は、混合型特定施設入居者生活介護(介護専用型特定施設以外の特定施設に入居している要介護者について行われる特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)につき第一項の申請があつた場合において、当該申請に係る事業所の所在地を含む区域(第百十八条第二項の規定により当該都道府県が定める区域とする。)における混合型特定施設入居者生活介護の推定利用定員(厚生労働省令で定めるところにより算定した定員をいう。)の総数が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県介護保険事業支援計画において定めるその区域の混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになるか、その他の当該都道府県介護保険事業支援計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第四十一条第一項本文の指定をしないことができる。

6 都道府県知事は、第四十一条第一項本文の指定(特定施設入居者生活

7 指定都市の市長は、第四十二条の二第一項本文の指定を受けて定期巡回・随時対応型訪問介護看護等（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであつて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の事業を行う者の当該指定に係る当該事業を行う事業所（以下この項において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所」という。）が当該指定都市の区域にある場合その他の厚生労働省令で定める場合であつて、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該指定都市が定める市町村介護保険事業計画（第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）において定める当該指定都市又は当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所の所在地を含む区域（第一百七十七条第二項第一号の規定により当該指定都市が定める区域とする。以下この項において「日常生活圏域」という。）における定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の見込量を確保するため、当該指定都市の区域に所在する事業所が行う居宅サービス（訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）につき第一項の申請があつた場合において、厚生労働省令で定める基準に従つて、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たつて、

定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するた

介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービスに係るものに限る。）をしようとするときは、関係市町村長に対し、厚生労働省令で定める事項を通知し、相当の期間を指定して、当該関係市町村の第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地からの意見を求めなければならない。

7 市町村長は、第四十二条の二第一項本文の指定を受けて定期巡回・随時対応型訪問介護看護等（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスであつて、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護その他の厚生労働省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の事業を行う者の当該指定に係る当該事業を行う事業所（以下この項において「定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所」という。）が当該市町村の区域にある場合その他の厚生労働省令で定める場合であつて、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、都道府県知事に対し、訪問介護、通所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス（当該市町村の区域に所在する事業所が行うものに限る。）に係る第四十一条第一項本文の指定について、厚生労働省令で定めるところにより、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画（第一百七十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）において定める当該市町村又は当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護等事業所の所在地を含む区域（第一百七十七条第二項第一号の規定により当該市町村が定める区域とする。以下この項において「日常生活圏域」という。）における定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の見込量を確保するため必要な協議を求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。

めに必要と認める条件を付することができる。

一 当該市町村又は当該日常生活圏域における居宅サービスの種類ごとの量が、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該居宅サービスの種類ごとの見込量に既に達しているか、又は第一項の申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになるとき。

二 (略)

8 (適用除外)

第七十四条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、指定都市の条例で定める基準に従い指定都市の条例で定める員数の当該指定居宅サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、指定都市の条例で定める。

3 指定都市が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める

一 当該市町村又は当該日常生活圏域における居宅サービス(この項の規定により協議を行うものとされたものに限る。以下この号及び次項において同じ。)の種類ごとの量が、当該市町村が定める市町村介護保険事業計画において定める当該市町村又は当該日常生活圏域における当該居宅サービスの種類ごとの見込量に既に達しているか、又は第一項の申請に係る事業者の指定によってこれを超えることになるとき。

二 (略)

8 都道府県知事は、前項の規定による協議の結果に基づき、当該協議を求めた市町村長の管轄する区域に所在する事業所が行う居宅サービスにつき第一項の申請があった場合において、厚生労働省令で定める基準に従って、第四十一条第一項本文の指定をしないこととし、又は同項本文の指定を行うに当たって、定期巡回・随時対応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

第七十四条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、都道府県の条例で定める基準に従い都道府県の条例で定める員数の当該指定居宅サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、都道府県の条例で定める。

3 都道府県が前二項の条例を定めるに当たっては、第一号から第三号までに掲げる事項については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、第四号に掲げる事項については厚生労働省令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める

基準を参酌するものとする。

一（四）（略）

4（6）（略）

（変更の届出等）

第七十五条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を指定都市の市長に届け出なければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、当該指定居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を指定都市の市長に届け出なければならない。

【引き続き都道府県が実施】

基準を参酌するものとする。

一（四）（略）

4（6）（略）

（変更の届出等）

第七十五条 指定居宅サービス事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、当該指定居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

（都道府県知事等による連絡調整又は援助）

第七十五条の二 都道府県知事又は市町村長は、指定居宅サービス事業者による第七十四条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者、他の指定居宅サービス事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定居宅サービス事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2 厚生労働大臣は、同一の指定居宅サービス事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定居宅サービス事業者による第七十四条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知